

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第33号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

「

牛のブルセラ症検査	1件につき	150円
牛の結核検査	1件につき	150円
鶏の家きんサルモネラ症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）検査	1件につき	25円

別表279の項中

を

」

「

鶏の家きんサルモネラ症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）検査	1件につき	25円
------------------------------------	-------	-----

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。